

『東三河後見センター』会報 第48号

発行者：認定 NPO 法人東三河後見センター

〒442-0033

豊川市豊川町辺通 4-4 豊川商工会議所 3階

令和元年 6月27日発行

電話 (0533) 80-2707

FAX (0533) 80-2708

ホームページアドレス：<http://higashimikawakouken.or.jp>

ボランティア又はボランティア精神について

令和元年5月18日(土)の当法人の第13回通常総会及び通常総会後の講演会には、お忙しい中、多数のご参加をいただき、ありがとうございました。令和スタート、良い事が始まる年にしたいものです。

平成19年2月設立の当法人の原点の一つはボランティア又はボランティア精神だろうと思えます。改元の節目に、改めてボランティアについて考えてみました。

東三河後見センター設立の頃

障がい者福祉に携わる人を中心に、親御さん、高齢者福祉に携わる人などが集まり、「後見制度を考える会」という市民団体を結成し、ウィズ豊川（豊川市社会福祉会館）に夜集まっては勉強会をしていました。法人後見ができる法人を作りたいというところまでは一致しても、その先が難関でした。現役で忙しい人では、作った法人の仕事に従事するわけにはいきません。そんな時に、年金生活で比較的融通のきく社会福祉士2人が「私たちがやってもいい」と手を上げました。ボランティアです。そして、法人立ち上げに必要な資金を寄付してくれる人も現れました。しかし、少なくとも2～3年は給料が出る見通しはありませんでした。

ボランティアとは—無償とは限らない！

① 自発的に ② 難しい仕事・危険な仕事・人が嫌がる仕事・誰もやらない仕事などに ③ 無償でまたは利益目的でなく従事する人をボランティアと言うのならば、東三河後見センターはまさにボランティアによって設立されたNPO法人ということが出来ます。

設立後3年も過ぎると、少しずつ法人の事業も大きくなり、収入も増えてきました。そこで常勤、非常勤の職員に対し、わずかですが給料を払えるようになりました。無償ではなくなりましたが、自ら進んで、やりたい仕事を、一定のルールはあるものの、大事なところでは自分の信ずるやり方や仕事の目的（使命）はゆずらないというボランティア精神を引き続き重視しました。

東三後見センターの現在・未来

平成24年に初めて、市民後見人養成講座修了生のうち市民後見人候補者名簿に登録した方の活動が始まりました。市民後見人の多くは年金生活者です。生活経験、人生経験が豊かで、自由になる時間が多いので、お一人お一人異なる成年被後見人等（被保佐人、被補助人を含む）の生活に適切に対応し、費やす時間を多くとれるのが強みです。

しかし、無償ではありません。一人受け持つと1か月、5,000円を法人から受け取る仕組みです。年金生活者とは言っても、年金額や生活は千差万別です。成年後見のように、責任が大きく、自分の都合だけ言ってはおれず、長期にわたって継続しなければならない仕事を、全くの無償としたならば、賛同し、やりたい気持ちはあっても、参加できない人が多くなると考えたからです。ボランティア精神あふれる人が、できるだけ多く参加できる市民後見人の仕組みを、職員、市民後見人だけでなく行政、裁判所なども巻き込み協働して、今後さらに普及してゆきたいと考えています。

(代表理事 長谷川卓也)

第 13 回通常総会を開催しました

5月18日(土)午後1時より、豊川商工会議所2階A・Bホールにおいて、第13回通常総会を開催し、(総会員数59名、出席者数41名内委任状出席者数9名)上程した6議案すべてが、原案通り承認・可決されました。開会に際して、豊川市福祉部長兼豊川市社会福祉事務所長の鈴木一寛氏、豊川市社会福祉協議会常務理事兼事務局長の竹下一正氏より、来賓を代表してのご挨拶をいただきました。また、例年どおり、東三河5市(豊橋、豊川、新城、蒲郡、田原)の成年後見(支援)センターから、お一人ずつ来賓としてご臨席いただきました。



第1号議案では、平成30年度事業報告(案)を審議し、平成30年度の取組について全体報告と個別報告に分けて報告しました。第2号議案では、平成30年度決算報告(案)を報告しました。第2号議案をうけて監事より監査報告がされました。第3号議案の、令和元年度事業計画(案)と、第4号議案の、令和元年度活動予算(案)では、今年度取り組む内容を提案しました。第5号議案では、役員を選任(案)を審議し、これから2年間の役員を務めていただく次の9名の理事と2名の幹事が承認されました。理事に選任されたのは、新理事として就任いただく古川伸さんを含め、以下、提案名簿順に池田進さん、神谷典江さん、工藤明人さん、齋藤尚さん、長坂宏さん、長谷川卓也さん、舟越正行さん、村川賢一さんの9名。監事に選任されたのは、豊田和浩さん、田中幸一さんの2名。顧問には、引き続き中村成人弁護士にお引き受けいただきました。役員の方々は令和元年7月1日から令和3年6月30日までが任期となっています。この2年間どうぞ宜しくお願いします。

最後に第6号議案として、当法人でも初めて上程する議案となった、中期計画(3ヵ年計画)(案)を審議しました。成年後見制度を取り巻く環境もここ数年で大きく変わろうとしています。そうした中で、長期の展望とその道りとなる中期的な計画はとても有用なものと感じています。この計画も承認されましたので、令和からの3ヵ年、計画的に法人が運営できたらと思います。

(文責 工藤明人)

講演会 「成年後見制度利用促進の現状とこれから ～誰もが安心して活用できるために～」 講師：厚生労働省大臣官房参事官 (成年後見利用促進等担当) 梶野友樹氏

令和元年5月18日(土)、総会終了後の14時30分から16時にかけて、豊川商工会議所2階ホールにおいて、講演会「成年後見制度利用促進の現状とこれから ～誰もが安心して活用できるために～」が開催されました。講師として、厚生労働省大臣官房参事官(成年後見利用促進等担当)の梶野友樹氏が登壇され、東三河後見センター事務局長の工藤明人氏が司会・進行を行いました。参加者は64名であり、当ホールが一杯の盛況となりました。

講演は、四つのポイントを軸に行われました。第一のポイントは、権利擁護体制を整備する必要性であり、特に自治体内部者が予算獲得をする場合には、身近なニーズをあげて関係部署を説得する必要があると述べられました。また、後見制度の利用が進まなかった理由として、ニーズがあるにもかかわらず、司法と福祉行政の連携(「司福連携」)が弱い点、後見制度は民法に則しており介

護保険法・障害者総合支援法の直接的な分野ではない点、一定の事務量を確保するための中核機関等がまだ整備されていない点をあげられました。

第二のポイントでは、現行制度の課題や見直し状況が紹介されました。現制度では、適切な候補者のイメージがわからないまま後見人が選任されてしまう点、意思決定支援や身上保護等の福祉的な視点が弱く、利用者がメリットを感じられない点など問題点があります。この点を改善するため、医療福祉関係者・市町村担当者・市民後見人・法人後見実施機関・三士会などで構成される中核機関を設置し、中核機関が相談窓口かつ候補者推薦、後見人のバックアップの役割を担うことで、利用者がメリットを感じられるような受任者調整（マッチング）の仕組みを今後目指していくという点を、特にここでは強調されていました。

第三のポイントとして、「地域連携ネットワーク」と「中核機関」の説明が行われました。特に強調されたのが、地域連携ネットワークの中にある協議会のあり方です。協議会は既存の地域ケア会議などが該当しますが、家裁や法律専門職団体等、司法との顔の見える関係の構築が必要とのことでした。中核機関については、未整備の地域が多い一方で、「東三河はすでに整備されている」と梶野氏は述べられました。しかし、ここでも家裁との密接な連携が必要です。この連携については、家裁は複数の市町村を管轄しているため、県が重要な役割を果たします。中核機関の予算については、人件費にも充当可能な各市町村の地方交付税が中心となりますが、ここでも県のコーディネート等が重要になるとのことでした。最後に、第四のポイントとして、各地の成年後見センターの取組例が紹介されました。

講演終了後、梶野氏への要望（「後見報酬に対する消費税を免除して欲しい」）ならびに質疑応答（問「市民後見人の報酬は低すぎないか？」答『実費以外は無報酬の例が多い』、問「豊川市の交付税 540 万円をどう獲得するか？」答『福祉部局が財政部局と戦わねばならない』、問「中核機関は義務なのか任意なのか？」答『中核機関は法律に明記されていないが、閣議では重要であると記載されており、専門家には重要と認識されている。設置は市町村の努力義務であるが、5 年計画の成果目標として、あと 3 年で全国の市町村に中核機関を整備する目標がある』）が行われました。

また閉会后、参加者よりアンケートが回収されました。講演会の感想・意見として、「中核機関



の大切さを知った」、「他機関との連携を大切にしたい」、「成年後見利用促進についてよくわかった」、「国の方向性を確認できた」、「東三河で広域連合ができたので、東三河後見センターを中心とした中核機関ができてほしい」などがあげられました。さらに、東三河後見センターへの質問・意見・希望としては、「PR活動を充実してほしい」、「交付税ゲットに期待します」、「メンバー全体的話し合いを持ちたい」、「ご活躍、祈念します」などがあげられました。（文責：井上 裕一）

会員紹介

「東三河後見センターとの繋がり」

今泉 全勝

2011年8月、それは訪れました。元気であった父が突然、前立腺癌を発病し、発病したかと思いきや僅か1か月半程であっさりとは界しました。遺産相続の手続きと家の片づけをしている中で驚愕の事実に気が付くのです。自宅内にはマッチが氾濫している異常に、何故、火災にならなかったのか?と不思議なくらいでした。高額な健康機材(1台が50万とか)や健康食品(1瓶が10万とか)が多数見つかりました。現金垂流し状態でした。母は認知症状態に陥って訪問販売のカモになっていたのです。

これを保護して安全で幸せに過ごして貰う為になにをしなければ良いのか?全く解らず、まずは社協に駆け込みました。そこで「東三河後見センター」の名を初めて聞きました。藁をも掴む思いで長谷川代表を尋ねました。多くのアドバイス支援を頂き後見人の手続きを始めましたが、困難を体験することになりました。裁判所からは主治医+もう1人の医師の診断が必要と言われたのですが、難航しました。「また・断られました」悲痛な思いで代表に相談に通いました。病院は受けてくれないのです。

その度に励ましの言葉、アドバイスを頂き、支えてもらいました。8件目だと思いますがようやく診断してくれる病院が見つかり手続きに入りましたが、結果的に半年以上かかりました。

この制度は、もっと多くの人が活用して利用されているべきものだと思いますが、現実には知られずに、本来は支援されるべき方々が何の支援もなしに生活しているのではないのでしょうか。しかし、被後見人の財産が簡単に狙われてしまう事が日常茶飯事に起きる事実がこれを阻んでいるように感じます。支援活動している方々の足を引っ張っていると感じます。結局、当事者にならないとその苦労は判らないのだと思います。

ケースファイル 25

「認知症高齢者の車の運転と成年後見制度」

高齢者が関係する自動車運転による死亡事故が後を絶たないようです。6月福岡市早良区(81歳男性)、4月には東京・池袋(87歳男性)等、連日のように報道されています。

最高裁判所事務総局家庭局が発表している、成年後見関係事件の概況(平成30年1月~12月)によると、成年後見制度の申立件数は合計で36,549件あり、なぜ申立てしたのかという開始原因の割合を見ると認知症が最も多く全体の約63.4%となっています。

認知症の方の車の運転については2017年3月に改正道路交通法が施行されています。改正法の認知症に関わる規定を要約すると【1】~【6】のように整理ができます。

- 【1】75歳以上で運転免許の更新の時には認知機能検査を受けなければならない。
- 【2】75歳以上で一定の道路交通法違反を犯した場合も臨時で認知機能検査を受けなければならない。
- 【3】認知機能検査で第1分類(記憶力・判断力が低くなっている者)と判定された場合は、臨時適性検査を受けるか、医師の診断を受けなければならない。
- 【4】臨時適性検査や医師の診断により認知症と診断された場合は、免許が取り消される。**
- 【5】75歳以上で運転免許の更新の時には認知機能検査を受けた際、第2分類(記憶力・判断力が少し低くなっている者)や第3分類(記憶力・判断力に心配のない者)の場合には、高齢者講習を受ければ、免許は更新できる。

【6】75歳以上で一定の道路交通法違反を犯した場合も臨時で認知機能検査を受けた場合、第2分類かつ認知機能が低下している場合（以前の検査より悪化している場合）には、高齢者講習を受ければ免許が更新できる。また、第3分類や認知機能の悪化のない第2分類の場合には、免許はそのまま継続される。

後の事例でも述べますが、（認知症の）高齢者が車の運転をしなくてもよい環境を整備していくには、課題が山積されています。したがって冒頭に述べたように毎日のように高齢者ドライバーによる事故に関する報道が後をたたないのだと思います。明らかに運転が危ないなど周囲の支援者等が感じていても、本人が納得できず、自主返納の制度が機能することなく、運転免許の更新まで手のうちようがないことがあること。免許の取り消しに関わる権利・利益性や本人のアクセス権の侵害を危惧する思いからか慎重になり、なかなか医師の診断書がえられないという事情もあるようです。また、車のない暮らしが難しいという生活のしずらさが地域の課題としてあげられます。

【事例の紹介】

車の運転に関する事例を紹介しましょう。A市の成年後見センターから成年後見人の候補者になるよう依頼を受けて、当法人が後見人として選任され、あと3カ月程度で1年目を迎えようとする、70代半ばの女性Bさん。大学を卒業後、保健・福祉の領域で活躍なされた経歴の持ち主です。

就任してまもなくの頃は、「私は成年後見制度の利用は承知していない。」「あなたが、後見人さん？私にわかるように説明しなさい。」「あなたの面接技術では駄目ね。」と。信頼関係の構築からつまづいていました。申立てに至る経緯を読み込んだ際に、2つの課題にぶつかりました。テーマにあげた、車の運転の継続をどうするかという課題。本人が飼っているペットへの対応の課題でした。（ペットの対応についてもどこかで紹介したいと考えています。）車の運転については、A市役所健康福祉部も課題と認識し成年後見の申立てを視野にいれながら、車の運転をやめさせようと働きかけましたが上手くいきませんでした。

当法人が後見人に就任した際、BさんとBさんに対し既に介護等による支援をしている支援者、今後、支援を依頼できそうな支援者が集まりBさんの生活について検討会をしました。その際にもBさんによる車の運転が課題で、移動手段の確保が課題になるという支援者の共通認識をもつことができました。この会議の後、A市警察署へ、本人のケアマネ、成年後見支援センター、A市地域包括、後見人で相談に伺いました。その際、過去に医師の診断書を依頼したが断られていることがわかりました。成年後見制度の開始の申立にも審判のための診断書が必要ですので、それを代替えにできないか提案しましたが、その場ではその解決にいたりませんでした。しかし、警察署もBさんについては、A市役所健康福祉部の働きかけを把握されており、協力いただけるとのことでした。

就任後、半年が経過した頃、担当のケアマネさんより、車にいつもの擦りキズより大きく目立つキズがあるとの報告を受けました。Bさんは多分速やかに修理をするのではないかと想定できたので、自動車販売業者Cさんに連絡をしたところ、既に修理の依頼の電話があったとのこと。ただ、予定日を既に過ぎていたとのことでした。Cさんに実情をお話し、修理にこられても対応を引き伸ばしてもらおうよう依頼しました。（CさんもBさんへの対応に苦慮されていたとのことでした。）

Bさんに車のキズのことを伺うと、「知らない。」「どこかでぶつけたかしら？」と他人事。追求しすぎると不機嫌になります。

人を傷つける前に対応をと、自動車販売業者Cさんにも協力を依頼し、警察署で打ち合わせをしました。警察が車を取り上げることはできません。後見人が表にたちすぎても今後の関係づくりに影響が出そうです。そこで、警察署の職員さんに、キズについて聞き取りをしていただき、「この

状態で、運転するのは危険ですよ。」「修理しないと運転ができないよ。」と諭していただき、本人の了解のうえ、自動車販売業者 C さんが車を修理工場へ持っていくという段取りとなりました。

当日、小雨が降る中、決行時刻 1 時間前に B さん宅に着きました。車の中から様子を見てみると、本人が外に出てきて車庫のシャッターを明け、車に乗り込まれようとしています。慌てて、B さん呼び止めて、「こんにちは、生活費をお持ちしましたよ。」と声かけしたところ、「あら、そう。じゃあ中に入って。」と。そんなやり取りをしているところに、早めに来てくれたケアマネさんも合流。B さんはお昼ご飯を買うために車に乗り込まれようとしていることがわかったので、近くの惣菜屋でお寿司を買ってきて召し上がってもらいました。予定していた時刻が過ぎてしまいましたが、外には、警察署職員、A 市役所健康福祉部、A 市地域包括、市民後見人、自動車販売業者 C さんがスタンバイ。今の B さんの状況をお話し、しばらく待っていただいた後、本人と外に出ていきました。

警察署の担当職員が大変丁寧に車のことを伺います。本人は少し、怒ったような表情で応答して

いましたが、顔見知りの支援者が周りにいて、B さんのことを心配していることが伝わったようで、車の引取りに応じてくださり、自動車販売業者 C さんが運転をして車を引き上げました。チームとなって支援することの重要性について再確認できました。B さんが想起できるようその様子をすべて写真に収めました。

車を引き上げてから、約 1 週間は B さんの不穏な様子が続きました。今まで車庫にあった車がありません。近所に「車が盗まれた。」等、歩きまわり、警察に保護されることもありました。不穏時には面談にお伺いし、車を引き上げた時の様子をわかりやすくプリントしたもの（会報用に修正）を B さんに示しながら

ら、車を運転するのが怖いからと鍵も預かってますよ。と伝えていきました。しばらくは「修理に出しているから、戻ってくる。」と言いつけられましたが、今では、「私は運転することが難しいから、車は処分した。」に変化しました。また、生活環境も、毎日午前中と午後に必ずヘルパーさんが入り、週に 2 回、デイサービスに参加されるようになりました。

自由、気ままに、車を運転して出かけるという、今まで当たり前できていたことが、ある日、突然できなくなってしまったというストレスは大きなものがあると思います。そうした本人ができていたことを補うことができ、継続してできる支援体制の枠組み、仕組みを創っていく必要があると感じています。

(文責 工藤明人)

B さん 平成 31 年〇月✕日 車を処分しました。

A 警察署、A 市役所、A 市包括、〇、東三河後見センターと一緒に、車の見送りをしました。B さんも、車のバンパーが壊れていたり、大小さまざまなスリキズがあり、「もう、怖くて運転したらいかんね。」と納得されて、車の鍵を渡されています。



令和元年度 正会員、賛助会員費納入者及び寄付者一覧

多くのご支援を賜りありがとうございます。

(令和元年6月24日現在)

正会員費納入者（敬称略）50名

- ・古川伸・高柳大太郎・足立和男・山本達也・中村成人・荻邦子・鈴木光子
- ・二村良子・齋藤尚・武重傳・影山恒太・田中義人・五十嵐光子・近藤由美子・細野京子
- ・彦坂敏・工藤明人・岡本守・小野晴美・星野裕・花田玲子・今泉全勝・石原香・本多啓枝
- ・緒河睦子・田中幸一・上江富士夫・福住幸子・中島由恵・水野美和代・高森陽一郎
- ・古瀬修・池田進・杉浦弥生・神谷典江・丸山智子・舟越正行・村川賢一・長坂宏
- ・大嶽理恵・今泉博充・倉本秀子・金田貴子・豊田和浩・水野遠次・小林佳子・杉山智子
- ・西川邦輔・梅田大己・藤田慎

賛助会員費納入者（敬称略）44名

- ・磯村隆樹・中野正二・藤井幸夫・鈴木義雄・金沢富雄・三浦正博・都築昭吉・足木充邦
- ・水野登代子・樋口茅子・杉原昌博・八木憲一郎・日比修治・清水則子・河合康隆・山本幸恵
- ・山口純子・小川祐子・藤倉陽子・北村隆信・山口はるみ・伊藤文則・彦坂ケサエ
- ・夏目みゆき・森岡真司・工藤栄・齋藤啓治・吉本京子・木下義勝・金澤良雄・長谷川泰子
- ・北沢悦子・大林充始・豊田弘子・寺部敦子・中谷芳孝・伊与田千鶴子・渡邊勝弘・岡本由紀子
- ・朝倉保・加藤正則・加藤明代・藤田裕子・渡部耕二

法人正会員費納入者（納入順、敬称略）0法人

法人賛助会員費納入者（納入順、敬称略）3法人

- ・豊川市知的障害者育成会・豊川市医師会・むつみ会

寄付者（敬称略）32名

- ・足立和男・山本達也・中村成人・荻邦子・鈴木光子・二村良子・野呂壽海雄・夏目滋・秋田誠二
- ・松下啓子・田中義人・伊東弘子・岡本みち子・池田敏晃・池田知浩・舟木理恵・山本範正
- ・北村隆信・岡本守・小野晴美・村川賢一・星野裕・北沢伊・齋藤歯科医院・小林修・石原香
- ・勝見康夫・福住幸子・朝倉由恵・加藤正則・加藤明代・渡部耕二

東三河後見センターの今後の予定(7月～9月)

☆ミーティング 開催日 毎週火曜日 午前9:20 頃より2時間弱
場 所 豊川商工会議所3階 第1研修室

7月9日 事務局会議 13:30～ 事務所内

7月12日 理事会 19:00～ 豊川商工会議所3階

8月20日 事務局会議 13:30～ 事務所内

8月31日 成年後見フォーラム 13:00～

豊川商工会議所3階 AB ホール （詳細は会報に同封の別紙を参照ください。）

行政書士による成年後見制度の劇の後、司法書士による講演会

9月10日 事務局会議 13:30～ 事務所内

9月13日 理事会 19:00～ 豊川商工会議所3階

※8月11日～8月15日は夏季休業となります。ただし電話対応はいたします。



認定 NPO 法人東三河後見センター状況一覧

★法定成年後見制度利用者

(令和元年 6 月 24 日現在)

	後見	保佐	補助	後見監督	合計
平成 31 年 3 月 31 日現在	57	21	13	1 (保佐)	92
受任者数 (平成 31 年 4 月～)	3	0	0	0	3
終了 (平成 31 年 4 月～)	2	1	0	0	3
令和元年 6 月 24 日現在受任	58	20	13	1	92

★任意後見制度利用者利用者

任意後見人受任者	1 名	任意後見人	0 名
----------	-----	-------	-----

★市町別受任一覧 (被後見人等の実際の住所地で示してあります。)

	豊川市	新城市	豊橋市	蒲郡市	田原市	設楽町	その他	合計
認知症	21 名	6 名	3 名	6 名	0 名	0 名	0 名	36 名
知的障がい者	19 名	4 名	8 名	2 名	1 名	13 名	2 (岡崎市)	49 名
精神障がい者	3 名	0 名	2 名	0 名	0 名	1 名	1 (名古屋市)	7 名
合計	43 名	10 名	13 名	8 名	1 名	14 名	3 名	92 名

★市民後見人の受任状況

	後見	保佐	補助	合計
認知症	15 名	2 名	1 名	18 名
知的障がい者	20 名	8 名	4 名	32 名
精神障がい者	0 名	1 名	0 名	1 名
合計	35 名	11 名	5 名	51 名

市民後見人 27 名の方が上記表の 51 名の後見事務を担当しています。

※「市民後見人」とは、当法人が名古屋家庭裁判所豊橋支部に提出している市民後見人候補者名簿搭載者で、業務委託契約に基づき後見の事務担当者として任命し、実際に活動している方のことをいいます。

認定 NPO の維持・継続をめざして 賛助会費・寄付金をお願い

(平成 31 年 4 月 1 日～令和元年 6 月 24 日現在)

正会員費納入者： 50 人

(法人正会員 0 含む)

賛助会員費納入者： 47 人

(法人賛助会員 3 含む)

寄付者 (3,000 円以上) 32 人



☞ 会員入会・寄付のご案内 ☞

皆さまのご支援ありがとうございます。

※会員費納入者数で表示しています。正会員・賛助会員数を示すものではありません。

編集後記

平成から令和となっはじめての会報となります。元号が変わっても、本人を中心とした身上保護支援の更なる充実を目指して支援体制が構築できると思います。そうした意味でも、当法人の第 13 回通常総会及びその後の講演会には、多くの方が参集くださり、その期待を感じながら、提案した事業計画に基づき活動をしていきたいと考えます。

季節柄、みなさまご自愛ください。

(編集:工藤明人)